

WTO農業交渉の主な論点

大臣官房国際部

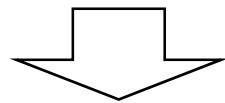
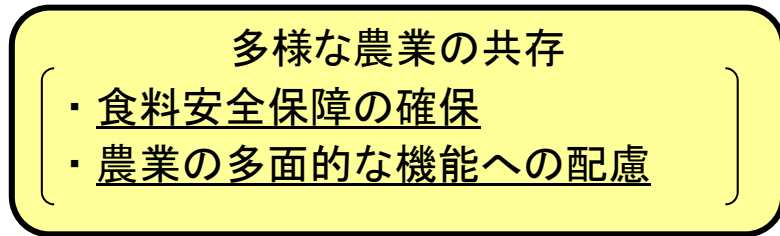
平成 2 3 年 7 月

農林水産省

● WTO農業交渉のこれまでの経緯（1）

○ 我が国は、スイス・ノルウェーなどの食料純輸入国とG10グループを形成。「多様な農業の共存」を基本理念として、輸出国と輸入国のバランスの取れた貿易ルールの確立を目指している。

交渉にのぞむ我が国の考え方



国内農業の
構造改革の推進

輸出入国間の
バランスのとれた
貿易ルールの確立

途上国の開発
への貢献

交渉の流れ



基本的な
概念を決定

各国が合意すべきルールを定めたもの。
全ての国、全ての品目について適用される共通のルールとして、関税削減率など具体的な数字を決定。

個別の品目ごとの関税率等を決定

（決定事項の具体例）

- ・関税削減のより緩やかな「重要品目」を設定
- ・重要品目は関税削減と関税割当（低関税輸入枠）の拡大を組合せ 等

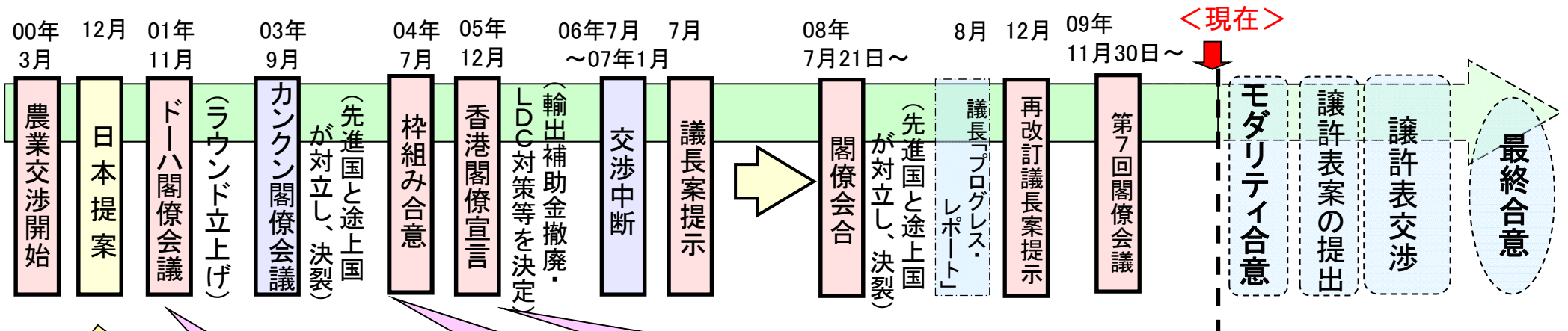
- ・重要品目の数は全品目（タリフライン）の●%
- ・重要品目の関税削減率は一般品目の■%
- ・関税割当（低関税輸入枠）の拡大幅は国内消費量の▲% 等

- ・品目A、品目Bを重要品目に指定
- ・品目Aの関税率を△%削減
- ・関税割当を◎トン拡大 等

● WTO農業交渉のこれまでの経緯（2）

○2001年のドーハ・ラウンド交渉に先駆け、2000年3月から農業交渉が開始。2000年に日本提案を行った。

○2004年7月の「枠組み合意」において、基本的な概念が決定。現在は、関税削減等の方式・数字を決めるモダリティ交渉が行われている。2008年12月に農業交渉議長から最新の改訂モダリティ案が発出。



○ 日本提案の概要

各国の「多様な農業の共存」を基本理念とし、

- ・ 農業の多面的機能への配慮
- ・ 食料安全保障の確保
- ・ 農産物輸出国と輸入国に適用されるルールの不均衡の是正
- ・ 開発途上国への配慮
- ・ 消費者・市民社会の関心への配慮

の5点を追求。

○ ドーハ閣僚宣言 (農業分野の概要)

- ・ 市場アクセスの改善、輸出補助金の段階的撤廃を目指した削減及び貿易歪曲的な国内助成の削減を目的とする包括的な交渉を約束。
- ・ 非貿易的関心事項が、交渉において考慮されることを確認。
- ・ 開発途上国に対する特別かつ異なる待遇は、交渉における全ての要素の不可分の一部であることに合意。

○ 枠組み合意 (農業分野の概要)

- ・ 市場アクセスについては、一般品目と重要品目に分別。一般品目の関税削減は、階層方式による。重要品目は、関税削減が一般品目より緩やかな分、代償として、関税割当を追加拡大。
- ・ 上限関税の設定は先送り。
- ・ 貿易歪曲的な補助金が多い国ほど大幅に削減。
- ・ 輸出補助金は期日を設けて撤廃

○ 香港閣僚宣言 (農業分野の概要)

- ・ 関税削減の階層方式については、4階層。
- ・ 貿易歪曲的な補助金の階層方式については、3階層。
- ・ 輸出補助金を2013年までに撤廃。(参考;開発分野)
- ・ LDC(後発開発途上国)産品に対する無税無枠の市場アクセスの実施。

● 農業交渉議長テキスト等の概要

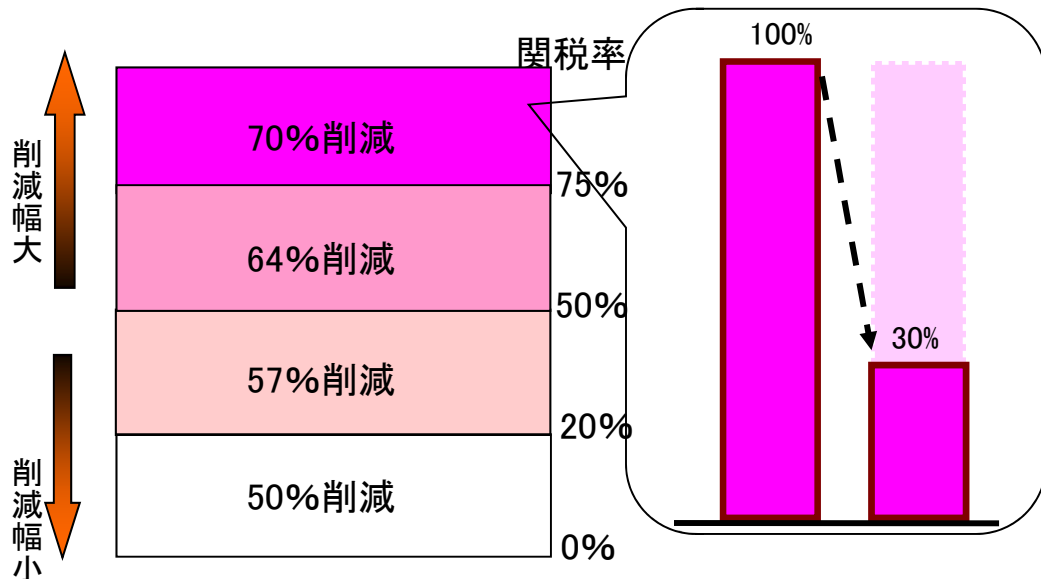
交渉分野	論点	2008年7月10日の改訂議長テキスト	2008年7月下旬のラミー調停案	2008年12月6日の改訂議長テキスト																								
市場 アクセス	一般品目	・最高階層の削減率 66～73%削減	・最高階層の削減率 70%削減	・ラミー調停案と同じ																								
	上限関税	・設定しない ・100%超の高関税品目が残る場合には関税割当の追加拡大等が必要	・設定しない ・100%超の高関税品目が残る場合には関税割当の追加拡大等が必要	※100%超の高関税が一般品目で残る場合の代償が一部修正																								
	重要品目	数	全品目の4～6% 条件付き・代償ありで2%追加	基本的な数は 4% 、 条件付き・代償ありで2%追加	※日本の重要品目の数についての主張は、カナダの主張とともに、作業文書に別途記載あり																							
		関税割当 新設	既存の関税割当対象品目以外について、指定は可能/不可能（両論併記）	言及なし	・7月議長テキストと同じ ※作業文書において詳細な案を提示																							
		関税割当 の拡大	<table border="1"> <thead> <tr> <th>関税削減率 (一般品目 との比較)</th> <th>関税割当の拡大幅 (国内消費量 ベース)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1/3</td> <td>4～6%</td> </tr> <tr> <td>1/2</td> <td>3.5～5.5%</td> </tr> <tr> <td>2/3</td> <td>3～5%</td> </tr> </tbody> </table>	関税削減率 (一般品目 との比較)	関税割当の拡大幅 (国内消費量 ベース)	1/3	4～6%	1/2	3.5～5.5%	2/3	3～5%	<table border="1"> <thead> <tr> <th>関税削減率 (一般品目 との比較)</th> <th>関税割当の拡大幅 (国内消費量 ベース)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1/3</td> <td>4%</td> </tr> <tr> <td>1/2</td> <td>言及なし</td> </tr> <tr> <td>2/3</td> <td>言及なし</td> </tr> </tbody> </table>	関税削減率 (一般品目 との比較)	関税割当の拡大幅 (国内消費量 ベース)	1/3	4%	1/2	言及なし	2/3	言及なし	<table border="1"> <thead> <tr> <th>関税削減率 (一般品目 との比較)</th> <th>関税割当の拡大幅 (国内消費量 ベース)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1/3</td> <td>4%</td> </tr> <tr> <td>1/2</td> <td>3.5%</td> </tr> <tr> <td>2/3</td> <td>3%</td> </tr> </tbody> </table>	関税削減率 (一般品目 との比較)	関税割当の拡大幅 (国内消費量 ベース)	1/3	4%	1/2	3.5%	2/3
	関税削減率 (一般品目 との比較)	関税割当の拡大幅 (国内消費量 ベース)																										
	1/3	4～6%																										
1/2	3.5～5.5%																											
2/3	3～5%																											
関税削減率 (一般品目 との比較)	関税割当の拡大幅 (国内消費量 ベース)																											
1/3	4%																											
1/2	言及なし																											
2/3	言及なし																											
関税削減率 (一般品目 との比較)	関税割当の拡大幅 (国内消費量 ベース)																											
1/3	4%																											
1/2	3.5%																											
2/3	3%																											
SP	①SPの数:[10～18%] ②うち削減ゼロの数:6%まで又は0% ③平均削減率:[10～14%]	①SPの数: 12% ②うち削減ゼロの数: 5% まで ③平均削減率: 11%	・ラミー調停案と同じ																									
SSM	追加関税後の税率>UR譲許税率の場合 ① UR譲許税率を越える限度:現行譲許税率の15%又は15%ポイントの大きい方 ②対象:2～6品目 ③2期連続の適用は不可	追加関税後の税率>UR譲許税率の場合 ①トリガー: 140% ② UR譲許税率を越える限度:現行譲許税率の 15% 又は 15% ポイントの大きい方 ③価格が下落していない場合は不可 ④対象:タリフラインの 2.5% まで	・7月議長テキストと同じ ※作業文書において詳細な案を提示																									
国内支持	米国の水準	130～164億ドル (66～73%削減)	145億ドル (70%削減)	・ラミー調停案と同じ																								

● 市場アクセス

- 関税を削減することにより、現在より貿易機会を拡大することが原則。
- 関税削減の方法は、現在の関税率の高さに応じて階層を設け、高関税の階層の品目ほど大きな削減を行う(階層方式)。これを適用する品目を「一般品目」という。
- ただし、低関税により輸入する数量(関税割当)を増やして現在より貿易機会を拡大することを条件に、「一般品目」より緩やかな関税削減率とすることができる特例措置が認められている。これを適用する品目を「重要品目」という。ただし、この「重要品目」の数は限られている。

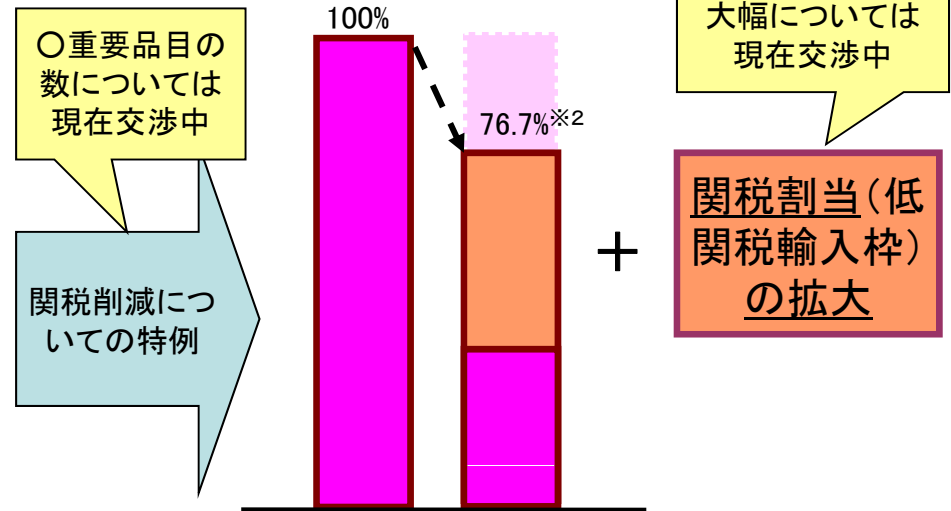
関税削減による貿易機会の拡大が原則

一般品目



(※1 数字は2008年12月の農業交渉議長改訂モダリティ案)

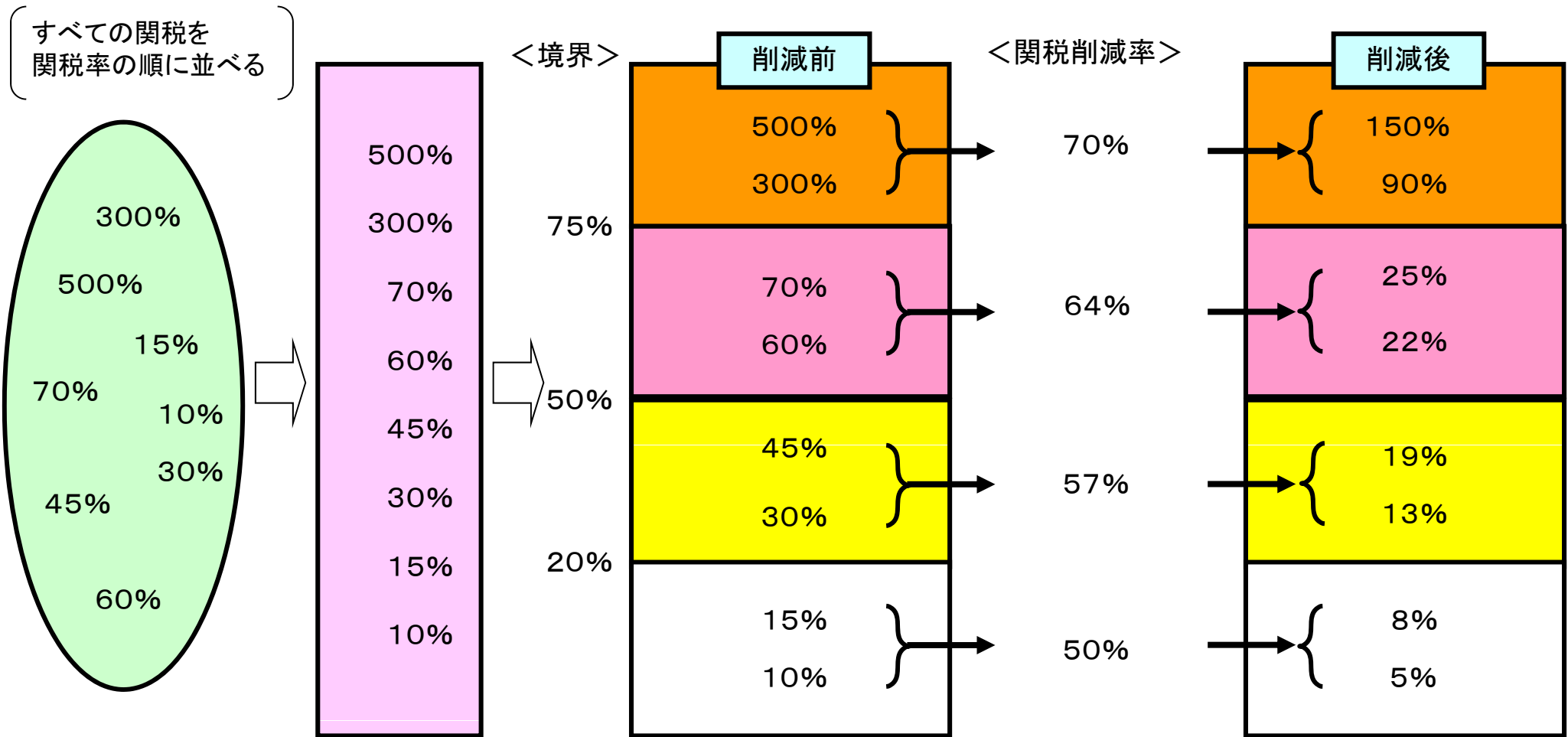
重要品目



※2 2008年12月の農業交渉議長改訂モダリティ案に基づき、一般品目の削減率の1/3相当の削減率で計算した場合の数値。

一般品目

○ 階層方式に従って、現行関税率が高いものほど大きな削減。



※5年間(6回)で均等削減

重要品目

- 一般品目の関税削減を適用することが困難な品目については、重要品目として、一般品目より緩やかな関税削減と関税割当の拡大によって対応。
- 我が国は、重要品目の数と取扱いの柔軟性が不十分と主張。
- 議長テキストの作業文書には、我が国が8%を主張している旨記述あり。

数

1. 全品目の4%
2. 以下の場合には代償付きで6%も可

【例外1】

最高階層に属するタリフライン(関税の単位)が30%以上の場合

※ 我が国の場合は10%(134タリフライン)のため適用なし

【例外2】

複数の関税の譲許が6桁の水準で行われていることにより、重要品目の絶対数において不均衡な制約を受けている場合

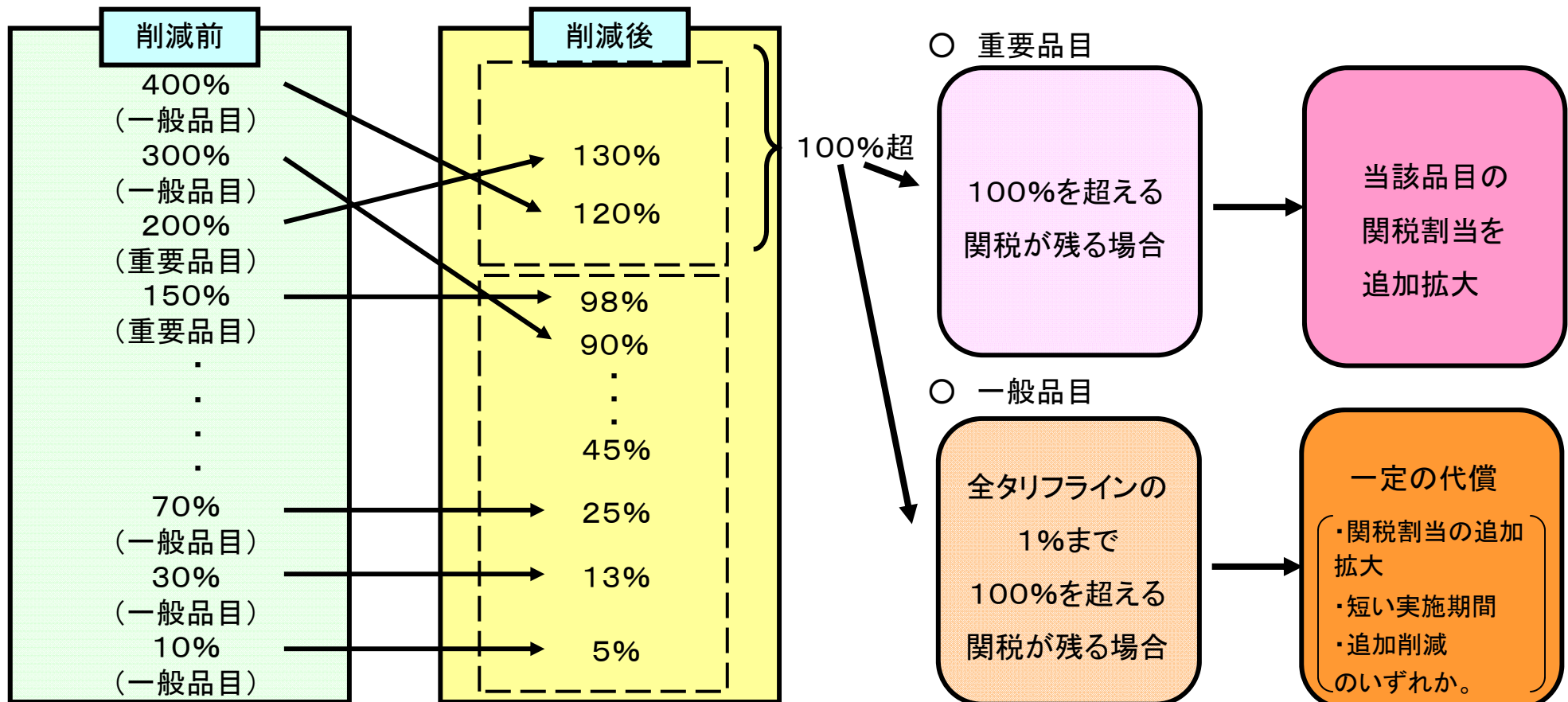
※ 我が国は全タリフライン数の違いによる不公平是正を主張

取扱い(原則)

関税削減	関税割当枠の拡大幅
一般品目の 1/3	国内消費量の 4%
一般品目の 1/2	国内消費量の 3.5%
一般品目の 2/3	国内消費量の 3%

関税削減後に高関税品目が残る場合の取扱い

- 上限関税は盛り込まれていない。
- 関税削減後、100%を超える関税が残る重要品目については、関税割当枠拡大を更に追加拡大。
- 関税削減後、100%を超える関税が残る一般品目は、一定の代償付きで1%まで認められる。
- 議長テキストの別紙において、一般品目に係る100%を超える高関税品目については、上記の選択肢に加えて、一定期間全タリフラインの2%まで認められる選択肢を提示。



※ 一般品目の削減率は、最高階層では、幅の中間値である70%と仮定。重要品目の場合は一般品目の1/2の関税削減率と仮定。

※一般品目で100%超の高関税が認められるのは、日本、スイス、ノルウェー、アイスランドの4カ国。

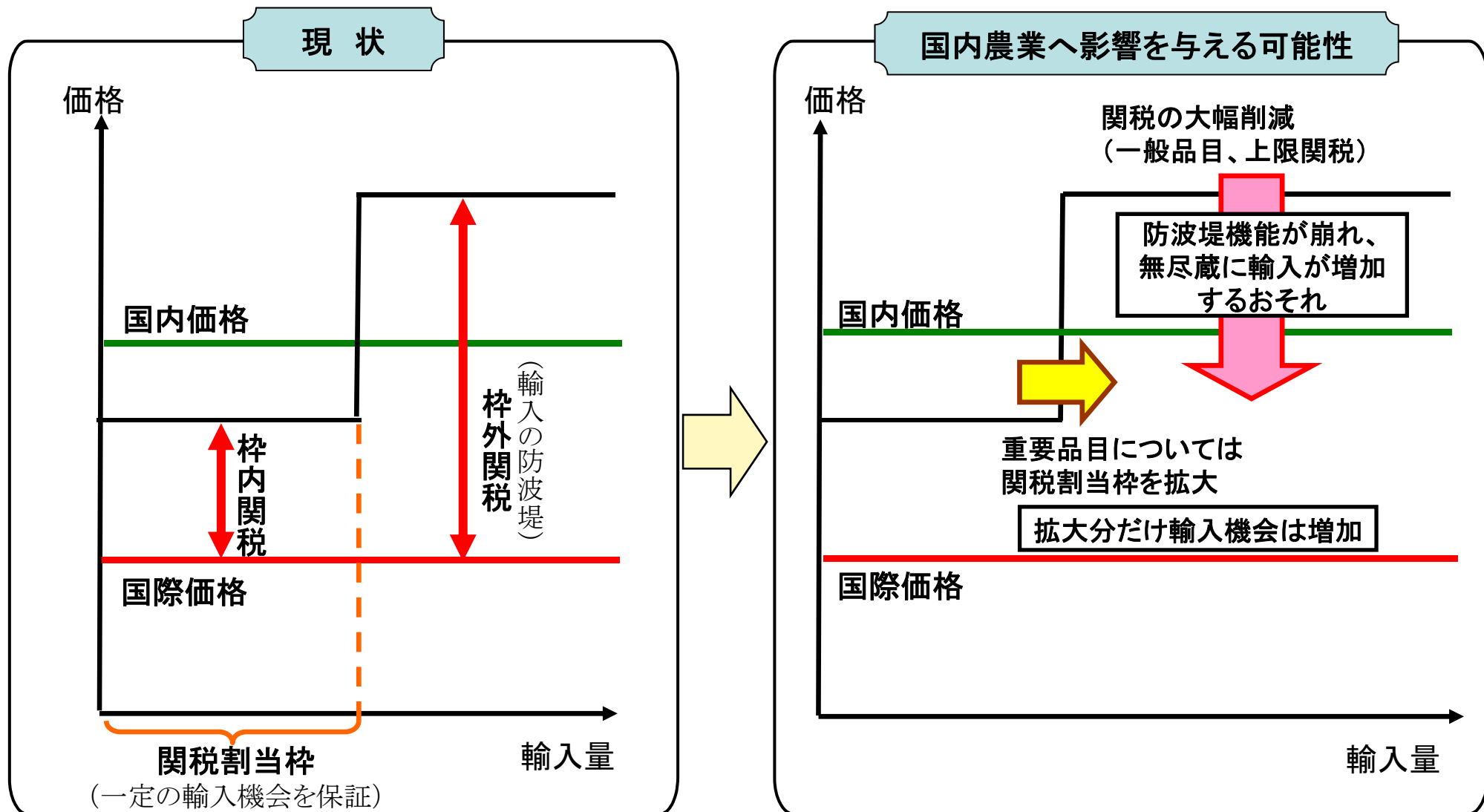
我が国の主張(市場アクセス)

○ 我が国は、①重要品目の十分な数と柔軟な取扱いの確保、②上限関税の設定阻止、③関税割当の新設を最重要項目として主張している。

		2008年12月6日発出の ファルコナー農業交渉議長改訂モダリティ案	我が国の主張
重要品目	基本の数	全品目(タリフライン)の4% 条件付き・代償ありで2%追加	<ul style="list-style-type: none"> ・重要品目の十分な数を確保 ・重要品目に指定された場合の関税割当の拡大について取扱いの柔軟性を確保
	取扱い	関税割当拡大幅は原則として国内消費量の4%	
	数「+2%」の代償	関税割当拡大幅4%に加え、該当ラインの関税割当拡大幅を0.5%追加	
	削減後100%超となる場合の代償	該当ラインの関税割当拡大幅を0.5%追加	
上限関税		設定しない	<ul style="list-style-type: none"> ・上限関税の設定阻止
一般品目に100%超の品目が残る場合の代償		①重要品目全体の関税割当拡大幅を0.5%追加 又は ②該当ラインの関税削減を2年間短縮して実施 又は ③該当ラインの関税削減を10%ポイント追加	
関税割当の新設		可能/不可能を両論併記	<ul style="list-style-type: none"> ・現在関税割当が設定されていない品目も、重要品目に指定できるよう、関税割当を新設

一般品目と重要品目のどちらが国内への影響が少ないか

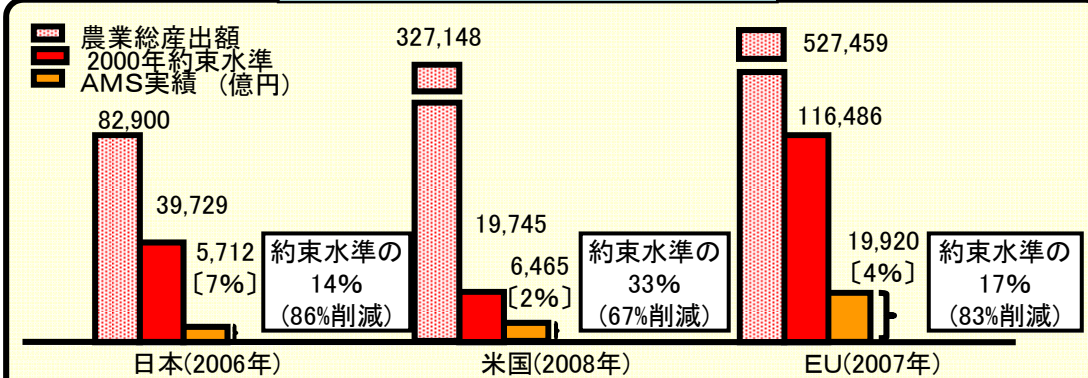
- 一般品目は、大幅な関税削減が求められるため、安い輸入品が国内に大量に流入する可能性。
- 重要品目は、一般品目より緩やかな関税削減率が認められるが、代償として低関税により輸入する数量（関税割当）を拡大しなければならないため、一定数量が確実に国内に流入。



● 国内支持

- 国内支持とは、農業生産者のために行われる助成のこと。国内農業のために用いられる補助金のほか、価格支持(価格保証)など。
- AMS(Aggregate Measurement of Support; 助成合計量)とは、ウルグアイ・ラウンド合意で、貿易に悪影響(貿易歪曲的)があるとして、削減対象となった国内支持のこと。価格支持や不足支払など。
- OTDS(Overall Trade-distorting Domestic Support; 貿易歪曲的国内支持全体)とは、貿易歪曲性が無いか最小限とされている「緑」の政策を除く全ての国内支持の合計。OTDSが多い国ほど、大きな削減を行う方式を議論。
- OTDSのほか、ドーハ・ラウンド交渉では、AMSの更なる削減、品目別AMSの上限設定、青の政策の上限設定等について議論。

各国の国内支持水準



<日本、米国及びEUにおける国内支持の実績値(億円)>

	日本(2006年)	米国(2008年)	EU(2007年)
黄の政策(AMS)	5,712	6,465	19,920
デミニミス	376	6,922	3,852
青の政策	701	0	8,330
緑の政策	18,023	84,326	100,953
合計	24,812 [29.9%]	97,713 [29.9%]	133,055 [25.2%]

注:[]内の数値は農業総産出額に占める割合。WTO通報に基づく。

OTDSの階層フォーミュラ

(2008年12月の農業交渉議長改訂モダリティ案より)

境界値	主な対象国	削減率
600億ドル～	EU	80%
600億ドル～ 100億ドル	日本	70%+5%(注)
	米国	70% (削減後は145億ドルに)
～100億ドル	その他先進国	55%

(注)日本は、OTDSが農業総生産額の40%以上であるため、削減幅が5%追加されて75%となる。

国内支持分野における議論(議長案の内容:主に先進国の場合)

注) 国内支持:農業生産者のために行われる助成のこと。特定の農産品に対して行われる補助金と農業生産者一般のために行われる補助金(研究開発、基盤整備等)のほか、価格支持(価格保証)を含む

貿易歪曲的国内支持全体

URでの扱い

特段の規律はない

ドーハでの扱い

個々の区分の削減とは別に全体額を削減
(米国は70%、日本は75%削減)

黄の政策(AMS)

性格

最も貿易歪曲的な国内支持
(デミニミス、青、緑以外)

- ・市場価格支持
- ・不足払い 等

URでの扱い

各国の1986-88年の実績を20%削減

ドーハでの扱い

- ・UR以上の大幅削減
(米国は60%、
日本は70%削減)
- ・品目別の上限設定
(原則95-00年の平均)

デミニミス

性格

農業生産額の5%以下の国内助成
(生産全体に大きな影響は与えないと
いう位置付け)

URでの扱い

削減対象外

ドーハでの扱い

少なくとも50%の削減

青の政策

性格

直接支払いのうち、特定の要件を満たすもの
(「黄」と「緑」の中間段階と
の位置付け)

URでの扱い

生産制限の下での直接支
払いは削減対象外

ドーハでの扱い

- ・生産を義務付けない直接支
払い(新青の政策)を青の政策
として追加
- ・全体の上限を設定
(95-00年の平均農業総生
産額の2.5%)
- ・品目別の上限を設定
(原則95-00年の平均)

緑の政策

性格

貿易歪曲性がないか最小限

- ・試験研究
- ・基盤整備
- ・生産に関連しない収入支持 等
(農業協定に要件が詳細に
列挙されている)

URでの扱い

削減対象外

ドーハでの扱い

削減対象外
(現行の枠組を基本的に維持)

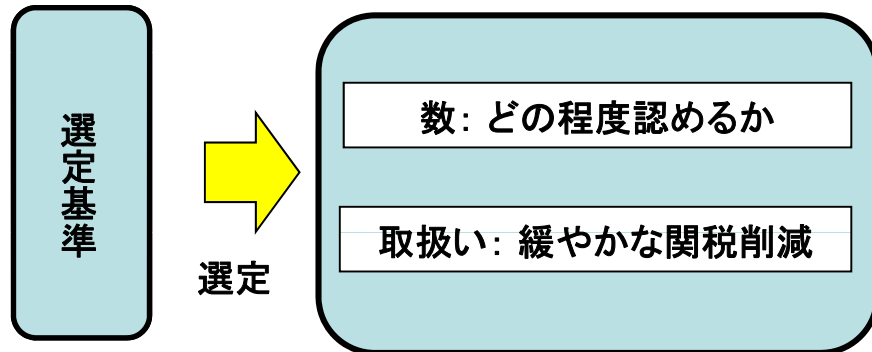
● 途上国の特別扱い（S & D）

- S&D(途上国の特別かつ異なる待遇)とは、関税や国内支持の削減率の緩和や実施期間の延長など途上国に対する優遇措置。
- SP(特別品目)・SSM(途上国向け特別セーフガード措置)をめぐって、米国と中国・インドが対立。

SP(特別品目)

- 「特別品目」については、緩やかな関税削減、さらには全く関税削減しないことも可能。

- 選定基準(どの品目をSPに選定するか)



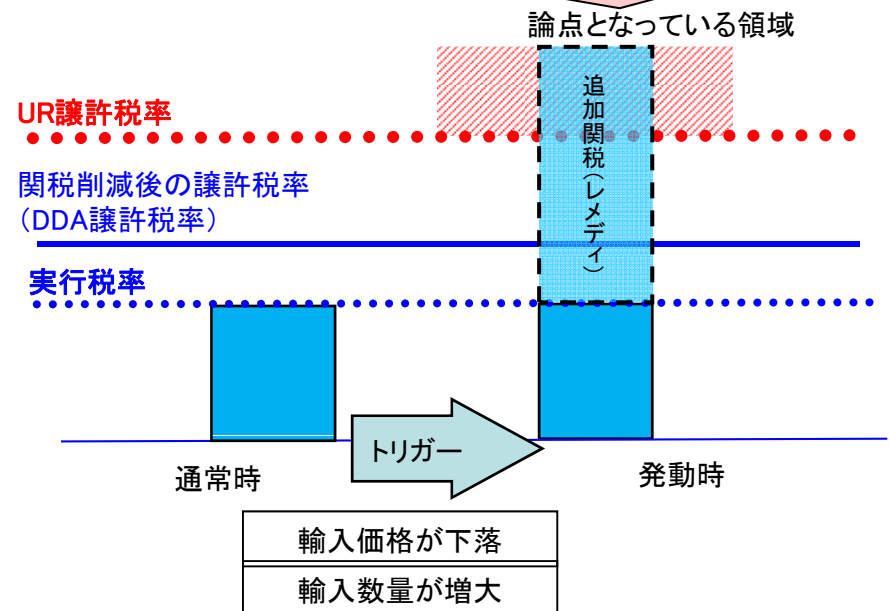
- 2008年12月の改訂モダリティ案

数	タリフラインの12%
関税削減	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平均削減率11% ○ タリフラインの5%については、削減しなくてもよい。

SSM(途上国向け特別セーフガード措置)

- 輸入の増加、又は、価格の低下に伴い、関税を引き上げることができる措置。
- インド、中国、インドネシア等は、発動しやすい仕組みとなるよう主張する一方、米国等の輸出国は通常の貿易成長が阻害されない仕組みに制限すべきと主張。

現在の関税率(URで各国の約束した税率)を上回ることができる条件について、米国とインド・中国の間で対立



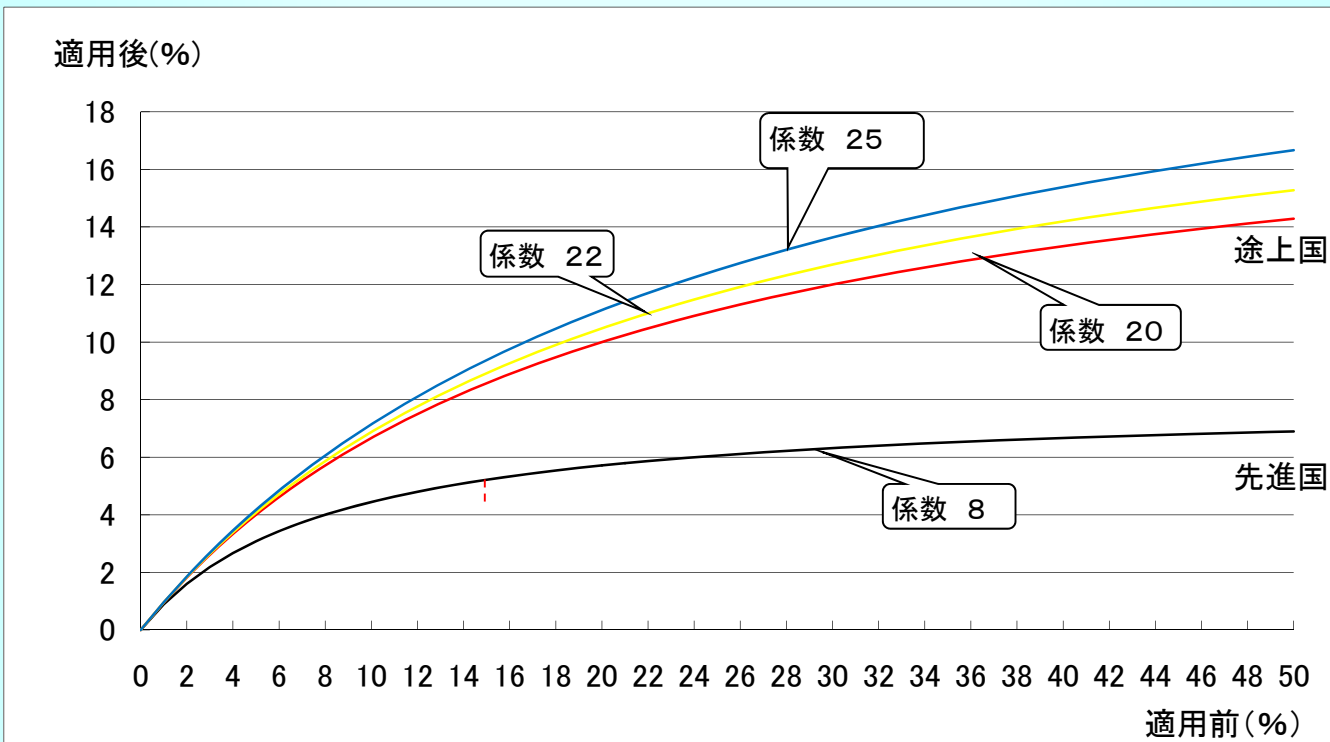
● N A M A (非農産品市場アクセス) 交渉

- ・交渉の対立構図： 先進国(新興市場の関税削減に関心) ↔ 途上国(自国産業保護のため高関税を維持)
- ・2008年12月の改訂議長テキストにおいて、係数と柔軟性の組合せがほぼ固まる。
- ・さらなる自由化に向けた分野別関税撤廃の推進が現在の論点。

1. 関税削減方式(フォーミュラ)

スイス・フォーミュラ先進国係数は「8」、途上国係数は「20」、「22」、「25」にほぼ固まる。

第4次改訂議長テキストの係数を適用した場合の関税削減効果



2. 分野別関税の撤廃

特定分野について有志国が集まり、関税の(原則として)撤廃を行う取組。

参加は非義務的。

14分野の提案がある。(①電気電子、②自動車、③産業機械、④化学、⑤医薬品・医療機器、⑥宝石・宝飾品、⑦スポーツ用品、⑧自転車、⑨手工具、⑩玩具、⑪林産物、⑫水産物、⑬繊維・履物、⑭基礎材料)

我が国は林水産品分野別関税撤廃に参加しない旨を表明。

注) 米国は新興国に対し、化学品等の米国の関心分野への参加を約束するよう主張。

3. 非関税障壁の撤廃

関税以外の貿易を阻害する障壁(非関税障壁)の撤廃・軽減を求める交渉。

參考資料

WTO(世界貿易機関; World Trade Organization)とは

- 1995年にスイス・ジュネーブに設立された、国際貿易に関するルールを取り扱う唯一の国際機関。
- 2010年12月現在、153カ国・地域が加盟。
- 主な業務は、①世界共通の貿易のルールづくりのための貿易交渉、②貿易に関する紛争の解決など。

○ これまでの主な貿易交渉

ケネディ・ラウンド(1964~67)

EEC(ECの前身の一部)の成立への対処
 鉍工業品関税の一括引き下げが中心

東京ラウンド(1973~79)

米国の国際収支悪化、競争力低下に端を発する保護主義への圧力への対処
 補助金やダンピング防止など非関税障壁のルールを追加

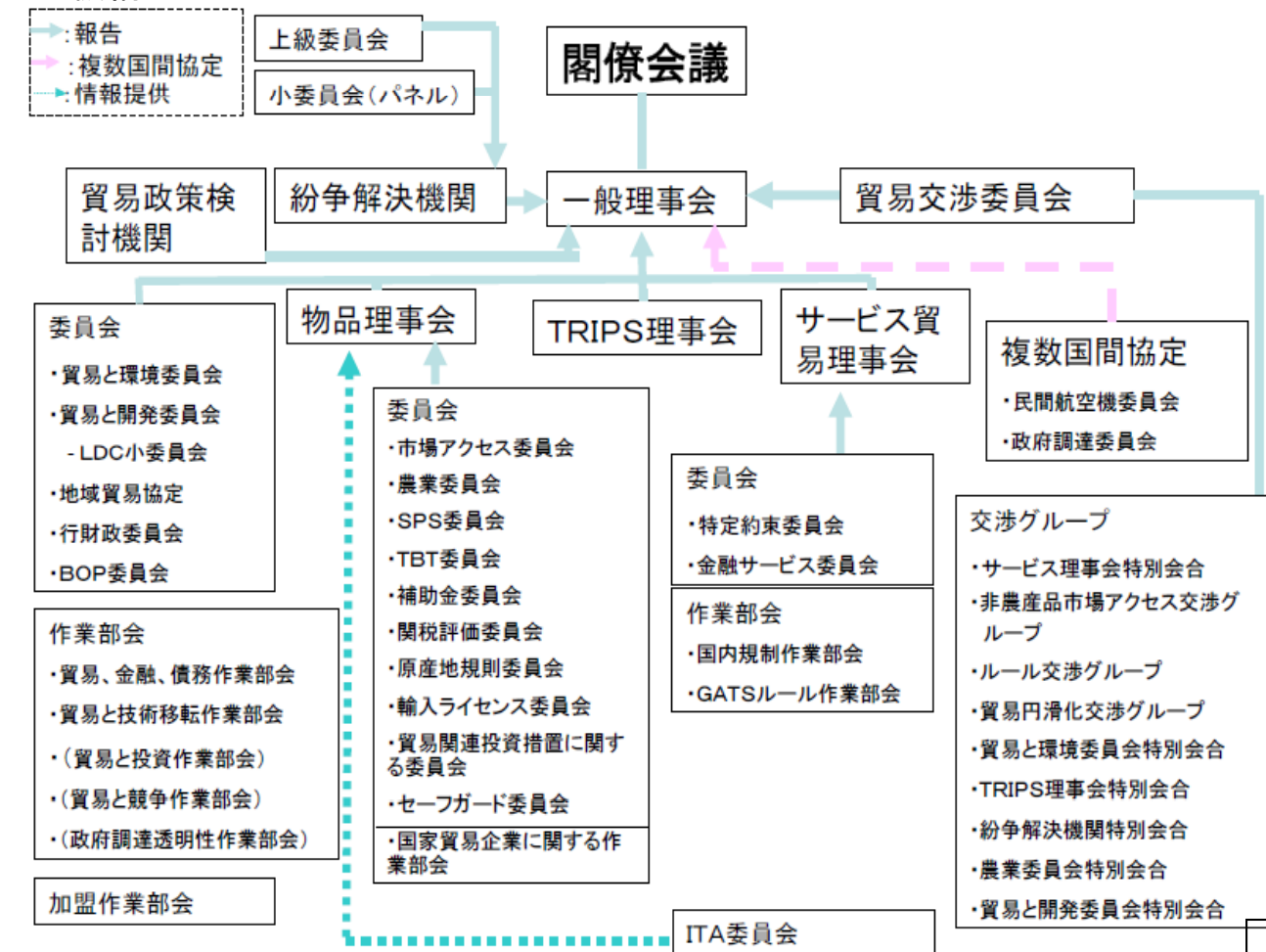
ウルグアイ・ラウンド(1986~94)

NAFTAや米国の一方的貿易政策への対処

新しい分野の拡大(サービス、農業、知的財産権)、高度な自動性を持った紛争解決手続きを導入

ドーハ・ラウンド(2001~)

○ 機構図



WTO加盟国一覧

1. アジア地域

インド、インドネシア、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、大韓民国、日本、パキスタン、バングラデシュ、フィリピン、ブルネイ、香港、マカオ、マレーシア、ミャンマー、モルディブ、モンゴル、中華人民共和国、台湾、ネパール、ベトナム

2. 北米地域

アメリカ合衆国、カナダ

3. 中南米地域

アルゼンチン、アンティグア・バーブーダ、ベネズエラ、ウルグアイ、エクアドル、エルサルバドル、ガイアナ、キューバ、グアテマラ、グレナダ、コスタリカ、コロンビア、ジャマイカ、スリナム、セントビンセント、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、チリ、ドミニカ、ドミニカ共和国、トリニダード・トバゴ、ニカラグア、ハイチ、パナマ、パラグアイ、バルバドス、ブラジル、ベリーズ、ペルー、ボリビア、ホンジュラス、メキシコ

4. 欧州地域 (NIS諸国含む)

アイスランド、アイルランド、アルメニア、欧州共同体 (EC)、イタリア、ウクライナ、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、キルギス、キプロス、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルーマニア、ルクセンブルク、英国、グルジア、アルバニア、クロアチア、モルドバ、マケドニア

5. 大洋州地域

オーストラリア、ソロモン、ニュージーランド、パプアニューギニア、フィジー、トンガ

6. 中東地域

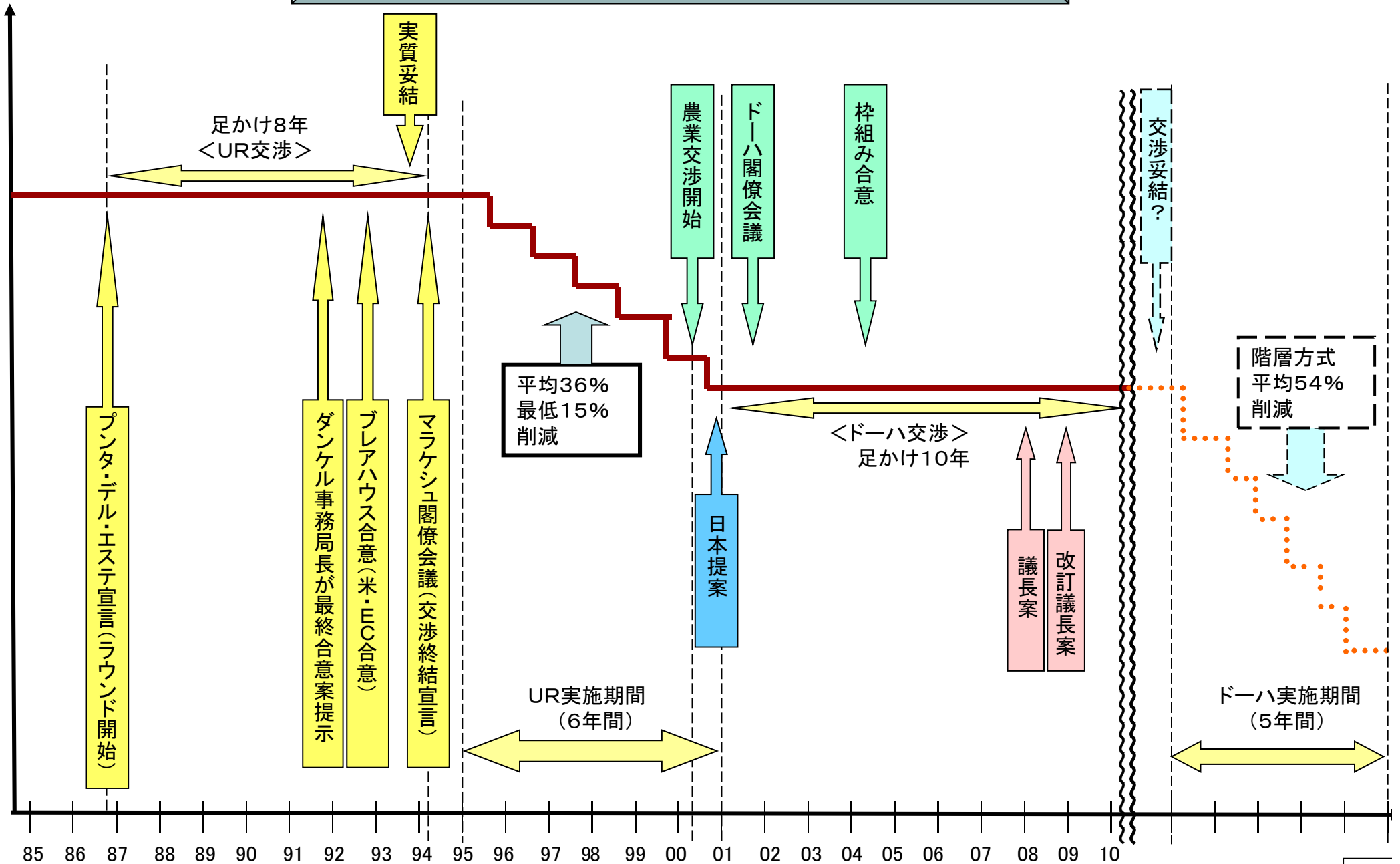
アラブ首長国連邦、イスラエル、カタール、クウェート、トルコ、バーレーン、ヨルダン、オマーン、サウジアラビア

7. アフリカ地域

アンゴラ、ウガンダ、エジプト、ガーナ、カーボヴェルデ、ガボン、カメルーン、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、ケニア、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、ザンビア、シエラレオネ、ジブチ、ジンバブエ、スワジランド、セネガル、コートジボワール、タンザニア、チャド、中央アフリカ、チュニジア、トーゴ、ナイジェリア、ナミビア、ニジェール、ブルキナファソ、ブルンジ、ベナン、ボツワナ、マダガスカル、マラウイ、マリ、南アフリカ共和国、モーリシャス、モーリタニア、モザンビーク、モロッコ、ルワンダ、レソト

合計153の国と地域 (2009年3月時点)

関税交渉の流れ

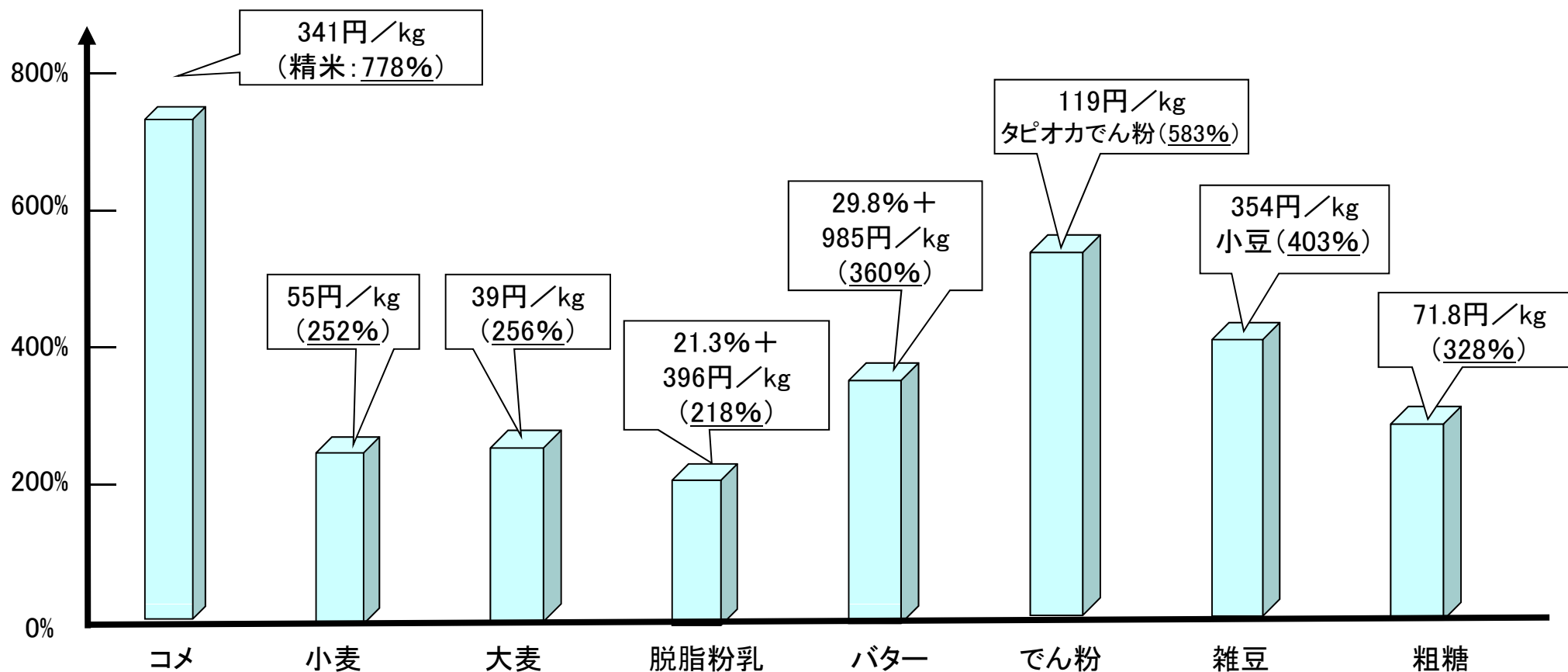


ウルグアイ・ラウンドとドーハ・ラウンドの比較

ウルグアイ・ラウンド		ドーハ・ラウンド
<ul style="list-style-type: none"> ・平均関税削減率36% ・品目ごとに最低削減率15% (高関税でも15%のみの削減を適用可) 	関 税 削 減	<ul style="list-style-type: none"> ・先進国の平均関税削減率54% (前ラウンドの1.5倍) ・高関税ほど高い削減率を義務付け (現在75%より上の関税は、70%の削減)
<ul style="list-style-type: none"> ・輸入制限等を行っていた品目を関税化し、低関税輸入枠(関税割当)を新設(コメのミニマム・アクセス(現在77万トン)等) ・コメ以外に輸入枠を拡大した品目は小麦など限定的 	低 関 税 輸 入 枠	<ul style="list-style-type: none"> ・重要品目に指定して上記の大幅な関税削減をまぬがれる場合には、<u>関税割当の拡大を義務付け</u>

我が国の高関税品目の例

○ 国土条件などにより、外国と国内で特に価格差が大きいコメ、小麦、乳製品等一部の品目は、高関税となっている。これは、前回のウルグアイラウンド交渉合意を踏まえ、内外価格差に基づいて従来の国境措置が関税化されたもの。



HS (Harmonized commodity description and coding System)

- ・ HSとは、商品の名称や分類について世界的に統一するシステム。
- ・ 貿易対象品目を2桁ずつ3段階に細分化、分類・配列。
- ・ 6桁まではWCO(世界税関機構。本部ブラッセル。事務総局長：御厨邦雄(日)(09年1月～))で採択されたHS条約附属書の品目表にある共通番号。それより細分化する番号については、その国独自の分類基準によって決定。
- ・ 我が国のWTOの譲許表では、6桁以下で設定される税率に対応する細分(タリフライン)について独自の番号を設定していない。他国では、タリフラインに8桁の番号を設定する場合あり。
- ・ 農林水産省関係の品目は主に、第1類～24類に属している。
- ・ 例えば、コメの関税率表番号は1006、精米の関税率表番号は1006. 30。

例：日本のコメのHSコードとタリフライン

各国共通			国によって異なる
HS2桁	HS4桁	HS6桁	我が国の 譲許タリフライン
10 穀物	1006 コメ	1006.10(もみ)	1006.10
		.20(玄米)	1006.20
		.30(精米)	1006.30
		.40(碎米)	1006.40

農林水産省関係の主要なHSコードの品目例

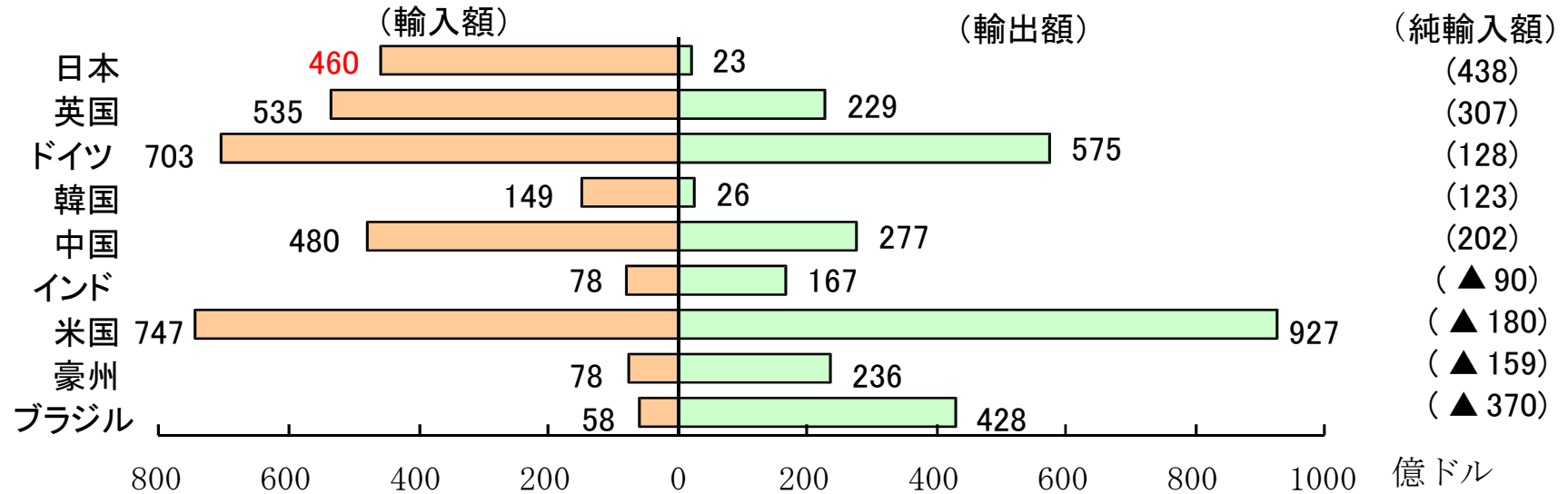
部	類	品目例
1	1	動物(生きているものに限る。)
	2	肉及び食用のくず肉
	3	魚介類
	4	乳製品、卵、はちみつ等
	5	動物の被毛、羽毛等
2	6	園芸用の球根、きのこ菌糸、コケ等
	7	食用の野菜、根及び塊茎
	8	食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮等
	9	コーヒー、茶、マテ及び香辛料
	10	穀物(小麦、コメ、とうもろこし)
	11	小麦粉、コーンスターチ、ばれいしょでん粉
	12	採油用大豆、園芸用の種、海草等
	13	樹脂、ホップ等
14	竹、い草等	

部	類	品目例
3	15	ラード、パーム油等
4	16	ソーセージ、ハム、肉エキス等
	17	糖類及び砂糖菓子
	18	ココア及びその調製品
	19	ビーフン、パスタ等
	20	ジャム、オレンジジュース等
	21	インスタントコーヒー、マヨネーズ等
	22	ミネラルウォーター、ビール、酢等
	23	魚粉、大豆油かす等
	24	たばこ、葉巻等

我が国の農産物貿易を取り巻く状況

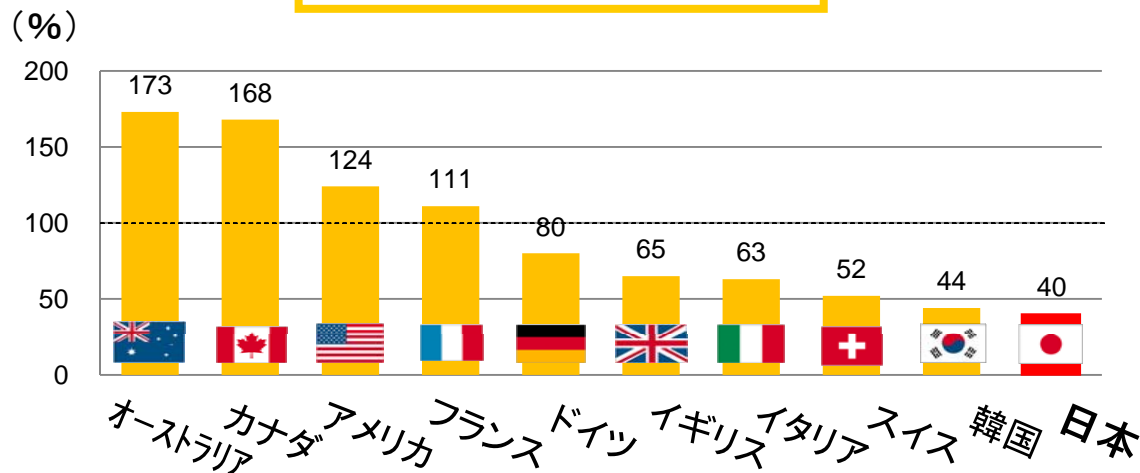
○我が国は、世界最大の食料純輸入国であり、食料自給率は40%と主要先進国の中で最低水準。

(1) 主要国の農産物輸出入額(2007年)



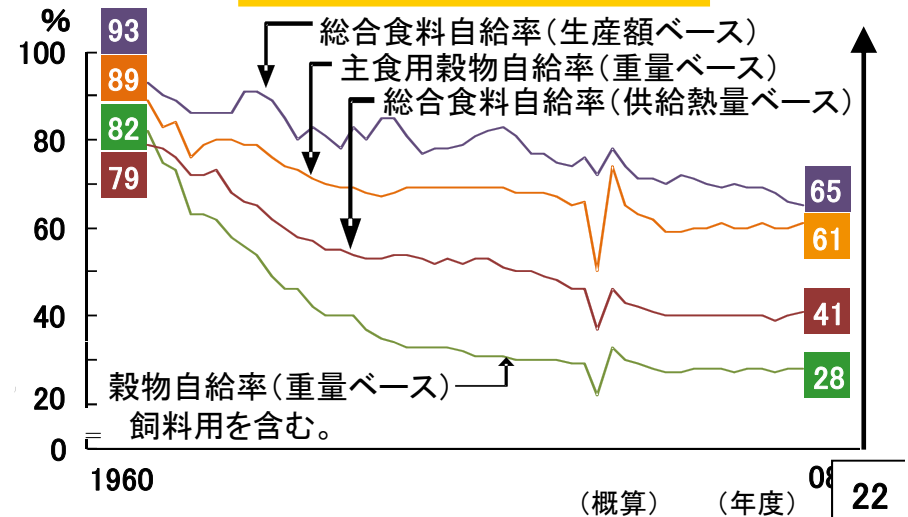
(2) 我が国及び諸外国の食料自給率

各国の食料自給率(2007年)



※日本については、2008年度の数値

日本の食料自給率の推移



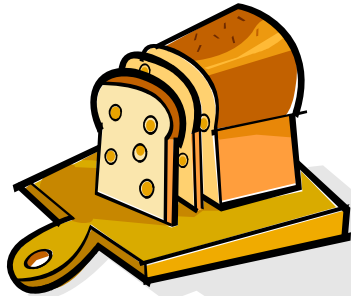
いろいろな食べ物の食料自給率・関税

小麦

食料自給率：14%

関税：55円/kg

(ただし、574万トン分は低関税枠で輸入)



牛肉

食料自給率：44%

関税：38.5%

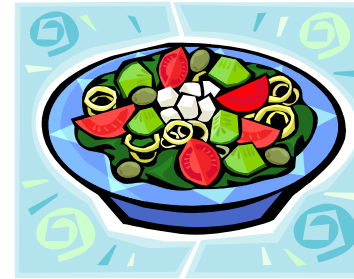


果物

食料自給率：41%

りんごの関税：17%

メロン・いちごの関税率6%



野菜

食料自給率：82%

きゅうり、キャベツ、

トマトの関税：3%

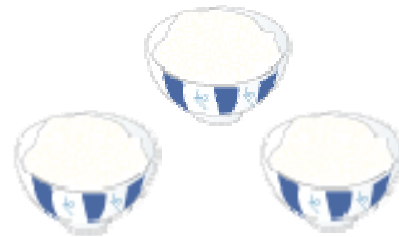
魚

(うち食用)

食料自給率：62%

まぐろ・さけの関税：3.5%

※ 魚については農業交渉
とは別に議論されています。



米

食料自給率：95%

関税：341円/kg

(別に、76万7千トン分は低関税枠で輸入)



大豆

(納豆、みそ、豆腐等の原料)

食料自給率6%

関税：0%



※ 食料自給率のデータは平成20年度